

松戸市報道資料令和4年3月2日

ロシア軍のウクライナからの即時撤収と 国際法の遵守を求める意見書について

松戸市議会は、ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求め、ウクライナ在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、速やかな国際社会の平和の実現を図るよう強く求める意見書を本日の本会議において、全会一致で可決しましたので、お知らせします。

●議員提出議案第25号

ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出に ついて

意見書は別添のとおり

なお、本日付で関係省庁へ送付することを申し添えます。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市議会事務局庶務課 ☎047-366-738|

議事調査課 ☎047-366-7382

ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書 の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長及び参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和4年3月2日提出

松戸市議会議員	大	谷	茂	範
同	大	橋		博
同	関	根	ジロ	ı —
同	原		裕	_
同	Щ	中	啓	之
同	箕	輪	信	矢
同	宇泽	津野	史	行
同	城	所	正	美

同 末松裕人

ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、力による一方的な現状変更への試み であり、ウクライナの主権を侵害する明白な国際法違反である。

このような力を背景とした侵攻は、国際秩序の根幹を揺るがす深刻な行為で、 断じて容認することができない暴挙であり、唯一の被爆国である日本としては、 核によるいかなる威嚇も使用も許すことはできない。

よって、本市議会は国に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、ロシア軍に対しウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求め、速やかな国際社会の平和の実現を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

千葉県松戸市議会